

Googleビジネスプロフィール登録運用代行サービス利用約款

(レストラン掲載契約なし)

第1条(適用範囲)

- 「Googleビジネスプロフィール登録運用代行サービス利用約款(レストラン掲載契約なし)」(以下「本条件」といいます)は、本約款に同意した上で、「Googleビジネスプロフィール登録運用代行サービス」(詳細は第3条にて定めるものとし、以下「本サービス」といいます)の利用を申し込み、株式会社ぐるなび(以下「当社」といいます)がこれを承諾した者(以下「契約者」といいます)が本サービスを利用するにあたり、当社と契約者との間に適用される。
- 本約款に定めのない事項については基本約款(以下「原約款」といいます)が適用又は準用されるものとし、本約款と原約款の定めが相反する場合は、本約款の定めが優先して適用される。
- 本約款における用語の定義は、本約款に別段の定めがある場合又は当該用語が文脈上別段の意味を有有する事がある場合を除き、原約款の定めに従う。

第2条(定義)

前条第3項に加え、本約款における用語の定義は、当該用語が別段の意味を有する事がある場合を除き、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 対象店舗
契約者が運営する飲食店のうち、契約者が本サービスの対象とすることを指した店舗

第3条(本サービス)

- 当社は、契約者に対し、本サービスとして次の各号に掲げる、契約者に代わり、Google,LLC.が運営するサービス「Googleビジネスプロフィール」(以下「GBPサービス」といいます)にかかるサービスを提供する。
 - (1) 初期登録
GBPサービスの利用開始のために必要となる諸手続の実施
 - (2) 管理及び保守
GBPサービス上の対象店舗にかかる情報(以下「店舗情報」といいます)の更新、編集その他の管理
 - (3) 口コミ監視
契約者に代わり、GBPサービスにおいてユーザーが登録する口コミの監視を行い、当該監視結果を当社所定のフォーマットに取りまとめて契約者に提供する
 - (4) 市況レポートの提供
当社が管理・運営するGBPサービスのデータを当社所定の形式に取りまとめて提供するサービス
- 当社は、本サービスの内容を隨時自由に見直すことができる。

第4条(本契約の成立及び条件)

- 本サービスの利用を希望する者(以下「利用希望者」といいます)は、本サービスの利用に先立ち、当社所定の新規取引申請書又は取引申請画面等(以下併せて「申請書等」といいます)に必要事項を記入し、当社所定の手続きに従って、当社に申請書等を提出又は送信(以下併せて「提出」といいます)するものとします。かかる申請書等の提出をもって、利用希望者が本約款に同意したものとみなされます。なお、申請書等の提出にあたって、契約者は、自己の事業に必要な許認可等を取得していることを表明し、保証するものとします。
- 当社は、利用希望者による申請書等の提出後、利用希望者による本サービスの利用の可否について当社所定の審査基準に従って審査します。なお、利用希望者が以下の各号に該当する場合、利用希望者は本サービスを利用できないことがあります。この場合、当社は、遅滞なく利用希望者に對しその旨を通知します。但し、当社は、利用希望者に対し、審査基準を満たさない理由及び本サービスを利用することのできない理由を開示する義務を負わず、利用希望者はこれに異議を述べることができないものとします。
 - (1) 以前に当社との契約上の義務の履行を怠ったことがある等、利用希望者が当社との契約上の義務の履行を怠るおそれがあると当社が判断した場合
 - (2) 申請書等の内容に虚偽記載があると当社が判断した場合
 - (3) 事業に必要な許認可を取得していない場合
 - (4) 利用希望者による本サービスの利用が当社の社会的信用を傷つけるおそれがあると当社が判断した場合
 - (5) 利用希望者が、暴力団関係者その他反社会的団体に属する者に相当する者又はこれらの者と関係性があると当社が判断した場合
 - (6) その他、当社が利用希望者による本サービスの利用が不適当であると判断した場合
- 利用希望者による申請書の提出等を当社が認めた日をもって、当社と利用希望者との間で本サービスにかかる契約(以下「本契約」といいます)が成立します。

第5条(本契約期間)

本契約の有効期間(以下「本契約期間」といいます)は、本契約が成立した日(以下「本契約成立日」といいます)から1年間とする。ただし、本契約満了日の30日前までに、一方当事者から他方当事者に対し、当社所定の書面によって本契約を更新しない旨の通知がなされた場合を除き、本契約は、同一条件にて1年間自動的に更新されるものとし、以降も同様とする。

第6条(本サービスの対価)

本サービスの対価は以下のとおりとする。

- (1) 初期費用 10,000円(税抜):本契約成立日の属する月の翌月に発生する。
- (2) 月額料金 1,000円(税抜):サービス提供開始日より発生する。

第7条(キャンセル料)

契約者は、本サービスの申込後本サービス提供開始日までの間に本サービスの利用をキャンセルする場合、キャンセル料として、当社に対し、10,000円(不課税)を支払うものとする。なお、本サービス提供開始日以降の解約については、第19条が適用される。

第8条(事前手続)

- 契約者は、本サービスを利用するに必要となるGBPサービスのID及びパスワード、又は権限(以下「契約者アカウント等」といいます)を、自己の責任で当社に提供する。
- 前項に基づく契約者アカウント等の提供に起因又はこれに関連して、当社又は契約者とGBPサービスの運営者であるGoogle,LLCとの間で紛争が生じた場合(ただし、当該紛争が当社のみの責に帰すべき事由によって生じた場合を除く)、契約者は当社を免責し、自らの責任と負担において当該紛争を解決する責任を負う。
- 前二項のほか、契約者は本サービスの提供を受けるために必要となる諸手続に協力するものとする。
- 契約者が当社に對し、契約者アカウント等を提供しない場合、当社は契約者に對して本サービスを提供することができず、本契約は当然に終了する。

第9条(本サービスの提供条件)

当社は、契約者が次の各号の一に該当すると判断した場合、当該事項が解消されるまでの間、契約者に對し本サービスの提供を行わない。

- (1) 当社が提供する各種サービス(本サービスを含むがこれに限られない)の利用にかかる対価の支払いを怠っている場合

第10条(初期登録)

当社は、契約者に代わり、契約者の指示に従いGBPサービスの初期登録の手続を実施する。

第11条(管理及び保守)

当社は、当社の管理画面に登録された店舗情報(当社が別途指定した情報に限る)が更新された場合、GBPサービス上の対象店舗にかかる情報の更新又は編集を行う。

第12条(保証)

契約者は、当社に對し次の各号に掲げる事項を保証する。

- (1) 本サービスの利用の過程で当社に提供した事項につき、以下に該当するものが含まれていないこと
 - (1) 事実と異なる情報又は真実性が疑わしい情報
 - (2) 性的好奇心を煽るような情報又はグロテスクな情報その他ユーザーに不快感を与える情報
 - (3) 特定の政治活動、思想活動、宗教活動を助長する情報
 - (4) 上記のほか、当社が別途禁止する事項
- (2) 当社に提供した写真画像が第三者のいかなる権利(著作権、肖像権、商標権、パブリシティ権等を含むがこれらに限られない)をも侵害しないこと

第13条(口コミ監視に関する免責)

当社は、口コミ監視サービスについて、口コミの性質上、当社がその内容について制御できるものではなく、口コミの内容に起因して、契約者及び第三者が損害を被った場合であっても、当社は一切の責任を負わない。ただし、当該損害の原因が、当社の故意又は重過失による場合は除く。

第14条(禁止事項)

契約者は、本サービスを利用するにあたり、原約款第10条のほか、次の各号に掲げる事項を行ってはならない。

- (1) 本契約に違反する行為
- (2) 委託先を誹謗中傷し、又は委託先の品位や名誉を傷つける行為

第15条(知的財産権等)

- 本サービスの利用において当社が制作した制作物の著作権は、契約者に帰属する。ただし、当該制作物に、当社が著作権その他の権利を有する素材(写真画像、説明文等を含むがこれらに限られない)が含まれる場合、当該制作物にかかる権利の帰属については、当社に帰属する。
- 契約者は、当社に對し、当社による本サービスの提供のために必要な範囲における契約者の商号、商標・ロゴマークの使用を無償で許諾する。

第16条(本サービスの停止及び中断)

- 当社は、次の各号の一に該当する場合、本サービスの全部又は一部の提供を、契約者に予告なく停止することができる。
 - (1) 当社のサーバー又はシステムの保守、点検、バージョンアップ等により本サービスの提供が不能又は困難な場合
 - (2) 通信事業者等の設備の事故、火災、停電、天災地変、社会的混乱、本サービスを提供する上で必要となる第三者のサービスの不具合等の当社の責に帰すべき事由によらず本サービスの提供が不能又は困難な場合
 - (2) GBPサービスの仕様変更に伴い、本サービスの提供が不能又は困難な場合
- 当社が前項の定めに基づき、本サービスの全部又は一部の提供を予告なく停止した場合であっても、これにより契約者に生じた一切の損害について当社は責任を負わない。

第17条(当社による本契約の終了)

- 当社は、本契約期間内であっても、契約者に對し当社所定の方法により通知することで、本契約を終了させることができる。
- 当社は、基本約款第6条第1項(基本契約の解約等)に定める場合のほか、契約者が第14条の規定に違反した場合、契約者に対するなんらの通知及び催告なしに、直ちに本契約を終了させることができる。
- 前項の定めにかかわらず、終了事由のいかんを問わず、本契約が終了した場合であっても、終了時において本条件に基づく未履行の債務がある場合、当該債務については、そのすべての履行が完了するまでの間、本条件が適用される。

第18条(契約者による本契約の終了)

契約者は、本契約期間中であっても、当社所定の方法により、終了希望日の30日前までに当社に對し本契約を終了させる旨の通知を行うことで、本契約を終了させることができる。

第19条(違約金)

- 本サービスの提供開始日から6ヶ月以内(以下、この期間を「最低利用期間」といいます)に本契約が終了した場合、契約者は、最低利用期間の残期間分の利用

- 料金相当額の総額を違約金として一括で当社に支払うものとする(疑義を避けるために付言すると、本サービス提供開始日 4 月 1 日で 7 月末日をもって解約する場合、8 月分及び 9 月分の利用料金の総額を違約金とする。掲載開始日 4 月 1 日で 9 月末日をもって解約する場合は、違約金は発生しない)。
2. 本サービスの廃止による本契約の終了の場合は、本条に定める違約金は発生しません。
 3. 本条に定める違約金は、契約者が支払うべき損害賠償額の上限を定めたものではなく、契約者が当社に損害を与えた場合、契約者は、違約金の支払いに加え、当社に発生した全ての損害を賠償するものとします。

第20条(契約終了後の権限保持及び簡易サービスの提供)

1. 第5条に定める本契約期間が満了した場合、又は本契約が終了した場合であっても、契約者がGBPサービス上から当社のアカウント権限(管理者権限等)を削除しない限り、当社と契約者との間には、本条に定める条件にて「簡易利用契約(以下「本特約」という)」が成立し、継続するものとする。
2. 本特約が適用される期間中、当社は対象店舗のGBPサービス上の各種情報を取得し、当社のサービスの改善のため対象店舗が特定されない形で利用することができるものとする。
3. 本特約期間中、当社は契約者に対し、第3条第1項第4号(口コミ監視)及び第5号(市況レポートの提供)に定める業務(以下「簡易サービス」という)を提供する権限を有するが、これを提供する義務を負わない。当社は、当社の完全な裁量において、事前の予告なく簡易サービスの提供を開始、停止、中断、又は終了することができ、これらにより契約者に生じた損害について一切の責任を負わない。
4. 契約者は、GBPサービスの設定機能を用いて当社のアカウント権限を削除することにより、いつでも本特約を終了させることができる。また、当社は、契約者に對し通知することなく、いつでも当社のアカウント権限を自ら削除し、本特約を終了させることができる。

以上

制定日 2026 年 1 月 13 日